

海上自衛隊厚木航空基地における「展示即売会の設置及び経営」に関する業者の公募について

神奈川県綾瀬市無番地に所在する海上自衛隊厚木航空基地で展示即売会を設置し、営業を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格等

(1) 応募資格

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格で、「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上）若しくは同等の資格及び相応の経験を有し、業績に問題のない者で、「(2)」を誓約し、「(3)」を遵守できる者

(2) 誓約事項

次の事項について、誓約書を提出できる者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(3) 遵守事項

- ア 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- イ 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、同許可を取得した後に販売するものとする。
- ウ 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できること。
- エ 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

3 設置業種

物品販売、移動販売車（キッチンカー等）

4 募集期間及び募集要領の配布

公募に参加を希望する場合は、次の期間及び時間内に担当者に連絡をした上で募集要領を受領してください。また募集要領は、綾瀬市商工会・大和商工会議所・及び藤沢商工会議所で受領が可能です。

なお、商工会及び商工会議所での受領時間等は、それぞれご確認ください。
また、代理受領は認めておりません。

(1) 期間：令和8年7月31日（金）から令和8年8月21日（金）

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、午後1時から2時の間を除く。

(2) 場所：〒252-1101

神奈川県綾瀬市無番地

海上自衛隊厚木航空基地隊厚生隊 厚生センター2階

担当 小林（コバヤシ）、藤本（フジモト）

電話（代表）0467-78-8611（内線2312、2316）

5 その他

(1) 入門の際に、本籍地が確認できる顔写真付の身分証明書が必要となります。（例：マイナンバーカード、パスポート、運転免許証と住民票（発行から3ヶ月以内のものに限る。）又は記載印字票）

(2) 細部は、募集要領による。